

平成 2 7 年 度

四條畷市総合教育会議（第 2 回）会議録

四 條 畷 市

1 平成27年10月28日 午後1時00分四條畷市役所本館3階委員会室において、四條畷市総合教育会議を開催する。

2 出席者

市	長	土井一憲				
教	育	長	藤岡巧一			
教	育	委	員	長	山本博資	
教	育	委	員	長	職務代理	大村民子
教	育	委	員	原	知雅	
教	育	委	員	田	伏羲孝	

3 事務局出席者

理事兼政策企画部長	開	康	成												
教	育	部	長	坂	田	慶	一								
教	育	部	次	長	兼	西	口	文	敏						
教育環境整備室長兼課長															
教	育	総	務	課	長	阪	本	律	子						
学	校	教	育	課	長	芝	田	孝	人						
地	域	教	育	課	長	杉	本	一	也						
教育環境整備・教科指導担当						河	上	弘	子						
上	席	主	幹												
総	務	部	副	参	事	兼	南	森	淳	一					
財	政	課	長												
子	ど	も	政	策	課	長	藤	岡	靖	幸					
企	画	調	整	課	長	板	東	彰							
企	画	調	整	課	長	代	理	兼	主	任	板	谷	ひ	と	美

4 会議録作成者

企	画	調	整	課	板	谷	ひ	と	美
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

5 案件

- (1) 平成28年度予算編成方針について
- (2) いじめ防止基本方針について
- (3) 総合戦略の策定について
- (4) その他

<p>市長</p>	<p>ただ今から、平成27年度第2回四條畷市総合教育会議を開催します。</p> <p>皆様には、大変お忙しいなか、お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>はじめに、事務局を除き、市長部局から出席している職員を紹介させていただきます。</p>
<p>南森総務部副参事 兼財政課長</p>	<p>総務部財政課の南森と申します。よろしくお願いいたします。</p>
<p>藤岡子ども政策課 長</p>	<p>子ども政策課の藤岡と申します。よろしくお願いいたします。</p>
<p>市長</p> <p>原教育委員</p>	<p>案件に入る前に、今月1日付けで教育委員会委員の異動があり、山本教育委員長が再任、そして、今回から三牧教育委員に代わり、原教育委員が初めてこの会議に出席いただいているので、自己紹介をお願いします。</p> <p>ご紹介いただきました原と申します。</p> <p>四條畷に住んでほぼ40年になります。今回のご縁をありがたく思い、何かお力になればと思います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>市長</p> <p>板東企画調整課長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、事務局から本日の資料を確認してもらいます。</p> <p>資料の確認をさせていただきます。</p> <p>まず、次第でございます。次に、資料1 四條畷市いじめ防止基本方針、資料2 四條畷市総合戦略、資料3 四條畷市人口ビジョン、資料4 四條畷市子ども基本条例(案)、最後に、平成27年度四條畷市総合教育会議(第1回)会議録を用意しています。</p> <p>資料がなければ配布しますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(「なし」)</p>
<p>市長</p>	<p>それでは、次第に沿って案件ごとに進めていきます。</p> <p>案件1 平成28年度予算編成方針につきまして、事務局から具体的に説明してもらいます。事務局どうぞ。</p> <p>それでは、平成28年度予算編成方針について説明させていただ</p>

板東企画調整課長	<p>きます。</p> <p>本年7月に閣議了解された、平成28年度予算の概算要求にあたっての基本的な方針によれば、平成28年度の国家予算は、経済財政運営と改革の基本方針2015で示された、経済・財政再生計画の初年度予算であり、徹底的な歳出改革に取り組み、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとされており、地方に対しても国と同様の歳出改革の取組みが求められています。</p> <p>本市の平成26年度の決算は、実質収支が4億2,587万円で、7年連続黒字となったものの、前年度の5億3,695万3千円から1億円余り下回り、経常収支比率も前年度の93.4%から98.5%になるなど、財政指標が悪化しました。</p> <p>このような厳しい状況を踏まえ、平成28年度予算については、将来に亘る財政負担に配慮しながらも、快適で活力ある魅力的なまちづくりの実現をめざし、第6次総合計画や総合戦略などに基づく各種施策を着実に実施できるよう、職員の創意工夫と英知を結集し、予算編成に臨むこととしています。</p> <p>併せて、平成28年度予算の基礎となる事業選定については、市民ニーズの的確な把握はもとより、各般の意見を十分に考慮し、全庁的な観点からの効率性、緊急性、必要性を検討し、選択を行いました。</p> <p>なお、教育分野における主な事業では、学力向上策として、くすのき小学校をモデルとし、地域ボランティア等を活用して学習支援を行う土曜フォローアップ教室の拡充、東小学校での実践結果を踏まえ、大阪府開発のオリジナル教材を用いて行う小学校英語推進事業の全市的展開、学校図書館機能の向上に加え、地域に開かれた学校をめざし、ボランティアの活用も視野に入れた学校図書館司書の配置、スポーツ及び文化活動の振興と発展に向けた事業として、建築後20年経過した市民総合体育館の利用者が安心、安全に利用していただくべく空調及び照明設備の改修工事の実施、さらに、文化財として大変重要な山城である飯盛城について、文化財の保護や観光資源としての活用を図るため、大東市との共同で実施する飯盛城跡国指定史跡推進事業等を選択させていただきました。</p> <p>今後は、これら事業にかかる経費の調整に移行していきます。 説明は、以上でございます。</p>
市長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、来年度の教育施策に対する私の考え方を申し上げますと、基本的には藤岡教育長と共に進</p>

山本教育委員長

めてきた学力向上策について、学校ごとの取組みも見えてきたように思いますが、土曜日フォローアップ事業については、今までどおりのやり方でいいのか、本当に参加して欲しい児童の参加につながっているのか等を考慮した結果、次年度からモデル校1校で、学校を実施場所とした土曜日フォローアップ教室を開催したいという意向をもっていきます。

次に、総合体育館については、数年来、夏の熱中症対策が課題となっており、どこかで根本的な改修が必要と認識しています。

DVD教材を活用した英語教育の推進については、今年度、東小学校でモデル実施している取組みを私も拝見させていただき、低学年の子どもたちまでが本当にいきいきした表情で、全市的に展開する価値があると判断しております。

事務局からの説明を含め、これらの内容について、教育委員の皆様からご意見をいただきたいと思いますが、意見のある方はいらっしゃいますか。

学力の向上は私も市長と同じ思いであり、特に、土曜日フォローアップ教室については、フォローアップを本当に必要とする子どもたちの掘り起こしを行うことが重要で、そういう意味では、自分の小学校で実施していただくのが良いのではと思います。

来年はくすのき小学校での実施と事務局が言われましたが、今後はさらに、各小学校を会場としてフォローアップ教室を開催できれば充実していくのではと考えますので、前向きな検討をお願いしたいと思います。

市民総合体育館についてはおっしゃるとおりで、早急に改修していただけたらと思いますが、もう1点、学校の安全対策がすごく気になっています。教育委員会でも話しが出ていましたが、本市の学校環境を考えた時に、通学路への防犯カメラの設置はさることながら、校舎内へも防犯カメラを設置していく必要があるのではないかと思います。

特に、通学路への防犯カメラの設置については、学校単独では片付かない問題もあるので、ぜひその辺りについて、ご配慮いただけたらと思います。

市長	他にご意見はございますか。
田伏教育委員	<p>土曜日フォローアップ教室の件ですが、次年度はくすのき小学校がモデル校ということですので、特に必要な子どもたちにできるだけたくさんアプローチできるよう考察いただいて、登下校に関する補助的な面も考えていただきたいと思います。</p> <p>また、回数についても、月2回の設定をできるだけ4回に近づけられるようよろしくお願いします。</p>
大村教育委員長職務代理者	<p>土曜日がお休みになって、土曜日の子どもたちの受け皿的な部分を当時は色々考えられていましたが、具体的な形としては出てなかったように思います。</p> <p>学力向上を含めて土曜日の有効利用ということだと思いますが、そうなった時に、来てほしい子に来てもらいたいということで、やはり子どもたちにとって魅力的な土曜日フォローアップ教室という形で、子どもたちが、次も行こう、次も行こうという風に思えるような魅力的な内容を考えていくことが重要です。</p> <p>それから、東小学校の英語教育の授業を見せていただいて、2年生が本当にいきいきしていたのが素晴らしかったのですが、四條畷市では、元教育長の木田先生の時代から英語教育の検討を行ってきたものの、なかなか具体的な形にならなかったのが、大阪府教育委員会との連携で、機器を使つての実施という形がやっと実現したので、この取組みはぜひ継続していただきたいと思います。</p>
市長	他にございませんか。
山本教育委員長	<p>来年度予算とは離れますが、予算の枠組みの基本的な考え方として、教育委員会が来年度はこれをしたという取組み、例えば、小学校の英語教育の推進としてALTを配置したいという希望が教育委員会の中であった場合、事業としてその全部が認められればいいのですが、予算の関係で半分の査定が出たとしたら、実際にやりたい内容の半分しかできないこととなります。</p> <p>しかし、教育委員会としては、それを最優先でしたいという考え</p>

	<p>方を持っているのであれば、教育委員会に優先順位付けの裁量権を与えてもらえたら、もっと効率良く教育行政が回っていくと思います。ぜひそういう観点から、予算編成において、教育委員会の裁量権も検討してもらえればありがたいです。</p>
<p>市長</p>	<p>他にございますか。 (「なし」)</p>
<p>市長</p>	<p>ないようでございますので、次の案件2 いじめ防止基本方針について、事務局から説明してもらいます。事務局どうぞ。</p>
<p>板東企画調整課長</p>	<p>続きまして、四條畷市いじめ防止基本方針の概要を説明させていただきます。資料番号1の1ページをご覧ください。</p> <p>本市では、いじめを未然防止するための対策を推進するとともに、いじめ行為への対処を適切に行うため、平成24年12月に、いじめ問題対策委員会条例を制定するなど、先進的に取り組んできました。</p> <p>また、平成25年9月に、いじめ防止対策推進法が施行されたことを受け、教育大綱の基本方針に従い、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する、いじめ防止基本方針を策定しました。</p> <p>策定にあたりましては、庁内検討組織として、いじめ防止基本方針策定委員会を設置し、市長部局と教育委員会の間で慎重かつ丁寧な議論を重ねた次第でございます。</p> <p>2ページから3ページをご覧ください。</p> <p>いじめ防止の対策の基本的な方向を示しています。</p> <p>まず、いじめの定義については、対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものとされており、いじめを受けた児童生徒の立場に立って判断することとしています。</p> <p>次に、いじめの防止等に関する基本的な考え方については、いじめは人権に関わる重大な問題であり、いじめは絶対に許されないという強い姿勢に立ち、いじめの加害者、被害者だけでなく、傍観者となる子どもたちへの指導の充実を図り、児童等の豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係の構築によるいじめの未然防止、いじめの早期発見と迅速な対処、教育相談体制の充実や学校・家庭・地域など、関係者との連携に努めることとしています。</p>

4 ページをご覧ください。

いじめの防止等のための対策の内容に関する事項についてでございます。

いじめの防止等のために市及び市教育委員会が実施する施策については、国の基本方針を参考に、地方公共団体におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、地域基本方針の制定が望ましいとされていることから、四條畷市いじめ防止基本方針を定めるとしてあります。

(2) 及び (3) については、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止等に取り組む組織となり、関係機関及び団体との連携を図る、いじめ問題対策連絡協議会をそれに位置付け、いじめ防止等の対策を行うために必要な事項に関し、連絡及び協議を行います。

また、いじめの防止等に取り組む市教育委員会の組織については、いじめ防止対策推進法第 14 条に規定されている、いじめ防止等のための組織及び同法第 28 条に規定されている、重大事態に係る調査を行う組織を兼ねた市教育委員会の附属機関として、いじめ問題対策委員会を改めて位置づけ、いじめ防止等のための調査及び助言や重大事態に係る事実関係の調査審議を行います。

4 ページ下段をご覧ください。

いじめの防止等のために市立小中学校において実施する施策についてでございます。

学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法により策定が義務付けられており、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組みを行うかについての基本的な方向、取組みの内容等を、学校いじめ防止基本方針として定めます。

いじめの防止等に取り組む学校の組織は、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員や必要に応じスクールカウンセラー等の専門家により構成する学校におけるいじめの防止等のための組織を設置し、いじめの防止、早期発見及び対処等、組織的な対応に努めます。

いじめの未然防止については、全ての子どもを対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組むとともに、インターネットを通じて行われるいじめへの未然防止対策のための情報教育を推進します。

いじめの早期発見については、日頃から子どもの見守りや信頼関係の構築等に努め、子どもが示す変化を見逃さないよう常にアンテナを高く保ち、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、子どもがいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に

取り組むとしています。

いじめへの対処については、いじめの発見・通報を受けた場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的で対応し、被害児童等の支援体制を築き、加害児童等に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとしています。

これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むとしています。

6ページをご覧ください。

重大事態への対処についてでございます。

重大事態とは、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号により、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、また、同条同項第2号で、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときとしています。

報告の流れとしては、重大事態が発生した場合、学校から報告を受けた市教育委員会は、その事案の調査を行う主体等について判断するとともに、速やかに市長及び大阪府教育委員会に報告します。

調査の組織としましては、市教育委員会が調査主体となる場合は、先ほど説明いたしました、いじめ問題対策委員会が調査を行い、学校が調査の主体となる場合は、学校に設置されるいじめの防止等の対策のための組織が調査を行うための母体となります。なお、その際には、市教育委員会が指導・助言を行います。

調査の実施は、市教育委員会又は学校がそれぞれの調査を行う組織に対して積極的に資料の提供を行い、重大事態に至る要因や学校、教職員がどのように対処したかなどの事実関係を可能な限り明確にしていくこととなります。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査するとしています。

7ページをご覧ください。

調査結果の提供及び報告については、学校が調査主体の場合、市教育委員会を通じて市長に報告し、市教育委員会が調査主体となった場合においても、市教育委員会から市長への報告を義務付けています。また、学校又は市教育委員会は、いじめを受けた児童等やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について、情報を適切に提供します。

そして、再調査については、調査の結果報告を受け、市長が更に調査を行う必要があると判断した場合、いじめ問題再調査委員会を設置のうえ、再調査を行うことができます。再調査を行う場合に

	<p>は、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者により構成する等、調査の公平性、中立性を確保するよう努めます。</p> <p>再調査の結果を踏まえた措置等といたしましては、市長は当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のための措置を講ずるものとし、個人のプライバシーを確保したうえ、その結果を議会へ報告しなければならないとしています。</p> <p>なお、8ページには、重大事態発生時の対応についてのフロー図をお示ししています。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
市長	<p>ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見などございませんか。</p>
山本教育委員長	<p>いじめ防止基本方針については、この内容でいいと思いますが、他市の状況をみていますと、市民がいじめを発見した時、また、保護者が学校や教育委員会に直接相談できない時に、市の中にいじめ相談の窓口を設けている市があります。</p> <p>今すぐにとということではありませんが、そういう相談窓口を作り、市民に周知するということも考えていったらどうかと思います。</p>
田伏委員	<p>いじめの防止対策に関して、早期発見の取組みに際し、1番わかりにくい本人がいじめを認めない事例もあるので、他の児童、生徒から担任の先生などに、いじめにつながる事例の報告ができるような、いじめに対するコミュニケーションを多く図っていただきたいと思います。第3者からの情報で阻止できるような方法をより多くとっていただければと思います。</p>
大村教育委員長職務代理者	<p>学校現場には、紙での調査ではなく、子どもたちと一緒に過ごす中で、肌と肌で色んなことを感じられる時間的な余裕を作りだしていくということが大事だと思います。</p> <p>いじめというのは、初期段階では、いじている方もいじめられている方もそこまでの意識がないことが多いと思います。それを感</p>

<p>市長</p>	<p>じられるのは、感性が必要ですが、側にいる教師だと思います。</p> <p>条例というのは紙に書いたものであり、本来的には、子どもたちの側にいる教師が時間的に余裕のある学校現場を作ることが大切だと思います。教育委員会はそのために動いていかなければならないと思っていますし、条例などの策は市長部局で考えていただき、それを具体的にどうバックアップしていくのかという部分を教育委員会の方で示していければいいと思います。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>(「なし」)</p> <p>ないようでございますので、次に、案件3 総合戦略の策定について、事務局から説明してもらいます。事務局どうぞ。</p>
<p>板東企画調整課長</p>	<p>続きまして、四條畷市総合戦略の策定について、子育て支援及び教育施策に関連する内容を主に説明させていただきます。</p> <p>資料番号2の1ページをご覧ください。</p> <p>まず、総合戦略策定の主旨について、国においては、平成26年11月に少子高齢化への対応、人口減少の克服及び東京圏人口一極集中の是正を主眼に、まち・ひと・しごと創生法が成立し、本法に則って、人口の現状と将来の姿を示し、将来の方向性を展望するまち・ひと・しごと創生長期ビジョン及びまち・ひと・しごと総合戦略を同年12月に閣議決定されました。</p> <p>これに合わせ、市町村に、国及び都道府県総合戦略を勘案した市町村総合戦略の策定が努力義務として課されています。</p> <p>以上の経緯を受け、本市においては、利便性を有し、人口減少の抑止と活力湧く地域社会の実現に向けた、地方版人口ビジョン及び総合戦略を策定することとしました。</p> <p>なお、資料番号3、人口ビジョンは、本市の人口動態の現状、地域特性などを分析し、めざすべき将来の方向と人口の将来展望を掲示することで、総合戦略に掲げる施策、事業の取組みにつなげていく構成としています。詳細は、後ほどご覧いただきたいと存じます。</p> <p>総合戦略の位置付けといたしましては、本市の最上位計画に据え置く第6次総合計画や面的整備に特化した、まちづくり長期計画と整合を図り、人口ビジョンに携える基本的な方向、子どもたちのすこやかな育ちを応援と、魅力と活力にあふれるまちづくりに沿う、各分野を横断して取り組む短期的な重点方針としています。</p> <p>計画期間は、平成27年度から31年度までの5年と定め、社会</p>

情勢や市民ニーズに柔軟に即応できるよう、必要に応じて適宜見直しを行います。

2ページをご覧ください。

策定の背景について説明いたします。

第1は、人口減少、少子高齢化への対応でございます。

本市の人口は、人口問題などを研究する国の機関である国立社会保障・人口問題研究所の推計で、平成62年（2050年）には人口が4万3,746人、高齢化率が38%に達し、今後、コミュニティ機能の衰退に伴う地域の賑わいの喪失、地域経済活動の低下、税収の減少や社会保障制度に基づく扶助費の増大等を招くと予想されます。

また、市民を対象とした各種調査では、市民から少子高齢化への対応が強く望まれています。

このことから、子育て支援、教育施策のさらなる充実が必要となります。

6ページをご覧ください。

総合戦略の時限的目標についてご説明します。

総合戦略では、人口ビジョンの短期、中期、長期目標の達成に向けた5年間の具体的施策及び取組みを定めるものです。

目標の実現に向けて、市民と行政、さらに関係機関が一体となって本市の魅力や固有の資源を最大限に活用し、誰もが住み続けたいと思うまちづくりを推進していきます。

また、限られた財政基盤のもと、選択と集中により本市が重点的に取り組むべき施策、事業を明確化することで、効率的、効果的な行政運営を進めます。

7ページをご覧ください。

本市の総合戦略では、国が示す政策5原則及び4つの基本目標を勘案して施策を掲げます。

なお、平成28年3月には、平成62年（2050年）を計画期間とする第6次総合計画の策定を予定しており、総合計画に掲げる各分野を横断して取り組む短期重点方針と位置付けていくため、総合計画の施策を複合的、横断的に再編し、個別に方向性を設定します。

9ページをご覧ください。

人口ビジョンにおける分析、市民を対象とした各種調査の結果、国が示すまち・ひと・しごと創生総合戦略、そして、本市の最上位計画となる第6次総合計画を踏まえ、2つの基本目標とする、子どもたちのすこやかな育ちを応援、魅力と活力にあふれるまちづくり

を掲げています。

11ページから13ページをご覧ください。

基本目標の達成を図るための数値目標として、基本目標1 子どもたちのすこやかな育ちを応援においては、人口ビジョンに掲げた将来展望に係る短期目標に呼応する合計特殊出生率を、5年後に1.6程度とすることと、子育てがしやすいと回答した比率の上昇の二つとなります。

次に、基本目標を達成するための施策、具体的な取組みについて説明します。

基本目標1 子どもたちのすこやかな育ちを応援では、具体的な施策として、子育て・子育て支援の充実、学校教育の充実及び青少年の健全育成を掲げています。

具体的な施策1 子育て・子育て支援の充実では、地域における子育て支援、子育て環境の充実、子どもの健康を支える取組みの充実、保育施設の整備促進及び幼児教育施設の環境充実を掲げ、具体的内容は、公立保育所において、地域支援担当保育士による親子教室や児童発達支援センター、子育て総合支援センターを核とした事業、保健センターにおける妊娠、出産に関する相談支援体制の構築、子ども医療費拡充の検討等を記載しています。

5年間の取組みの成果を図る重要業績評価指標（KPI）は、子育てぽけっと利用件数の増加、子育てに関する相談件数の増加、すこやか子育てチャレンジ参加者数の増加、待機児童数をゼロにすることとしています。

13ページ下段から16ページをご覧ください。

具体的な施策2 学校教育の充実では、学力向上に向けた取組み、成長段階に応じた体力づくり、教育環境整備計画の推進と社会教育施設の整備、支援教育の観点を取り入れた授業づくり、いじめ・不登校の未然防止、早期対応、通学路の安全確保を掲げ、具体的内容は、第2期児童・生徒学力向上3ヶ年計画の推進、ICTを活用した授業の展開、教育環境整備計画に基づく小中学校の再編整備と校内環境の充実、通学路安全プログラムによる安全対策工事等を記載しています。

重要業績評価指標（KPI）は、授業で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができたと思う児童・生徒の割合の増加、全国体力・運動能力、運動習慣調査における合計得点の増加、公立小学校から公立中学校への進学率の増加、国語、算数（数学）の授業がわかると答えた割合の増加、市内小中学校における不登校児童生徒数の減少、0歳～15歳の子どもが交通事故

にあった交通事故件数をゼロにすることとしています。

16 ページ下段をご覧ください。

具体的な施策3 青少年の健全育成では、若者の健全育成を掲げています。具体的内容は、子ども・若者等ひきこもり対策の体制整備等を記載し、重要業績評価指標（KPI）は、放課後子ども教室登録者数の割合増加としています。

21 ページ下段から22 ページをご覧ください。

基本目標2 魅力と活力にあふれるまちづくりのうち、具体的な施策4 歴史・文化の保存と継承では、郷土愛の醸成を掲げ、具体的内容は、郷土学習の推進、飯盛城跡の史跡指定事業を含めた各種文化財保護の実施、文化財愛護基金の活用を記載し、重要業績評価指標（KPI）は、歴史民俗資料館の入場者数の増加を設定しています。

具体的な施策5 生涯学習・生涯スポーツの推進では、生涯学習等の推進を掲げています。具体的内容は、社会教育施設における地域活動の支援、市民体育祭、マラソン大会等のスポーツイベントの挙行、室池といった本市の魅力ある資源を生かしたイベントの検討等を記載し、重要業績評価指標（KPI）は、生涯学習ボランティア登録数の増加を設定しています。

24 ページをご覧ください。

PDC Aサイクルに則った今後の進め方についてでございます。

具体的な取組みの推進にあたっては、PDC Aサイクルを意識した庁内横断的な体制を構築し、効率的かつ効果的な事業の実施に努めます。

また、平成28年度以降は、総合戦略協議会において施策の進捗管理及び効果検証を実施し、その結果を踏まえた施策の見直しや総合戦略の改訂を適宜行うこととしています。

説明は、以上でございます。

ただ今、事務局から説明がありました総合戦略の策定に際しましては、本年3月から課長級職員で構成する庁内検討会を設置し、総合戦略に掲げる施策の検討と並行して総合戦略協議会を設置し、地域の実情を踏まえた課題の整理や施策、事業の抽出に向け、産・学・金・労といった各分野の参画のもと進めました。

それでは、教育部から成果目標を立てた施策、事業のうち、今後、特に取り組む内容について、説明してもらいます。

学校教育課の芝田です。

市長

芝田学校教育課長

事務局から説明のありました、総合戦略における教育部の施策のうち、6点につきまして、現状と今後の予定をご説明させていただきます。

はじめに、13ページ下段から14ページをご覧ください。

具体的な施策2にあります、学校教育の充実の、学力向上に向けた取組み、第2期児童・生徒学力向上3ヶ年計画（なわて★ブルージング★プラン575）の推進についてでございます。

現在、市内各小中学校の学力向上担当教員によるプロジェクトチーム会議を毎月1回開催しております。

その中で、なわての授業スタンダードの確立、フォローアップ対策、家庭学習・生活習慣及び小中連携・一貫教育の4本柱について、交流を図り研修を深めております。また、その成果を各校に持ち帰り発信しています。

今年度につきましては、授業改善の取組みに特に力を入れ、子ども主体の授業づくりをめざして、先進市の視察や研修会への参加、各校への専門家の派遣などを行っているところです。今後は、各校における授業改善の取組みをさらに進め、子どもたちの確かな学力の習得につなげてまいりたいと考えております。

次に、15ページをご覧ください。

教育環境整備計画の推進と社会教育施設の整備の中の具体的な取組み、教育環境整備計画に基づく小中学校の再編整備と校内環境の充実についてでございます。

少子化の進行に伴う学校規模の不均衡、校舎の老朽化などの教育環境をめぐる諸課題を解消すべく、教育環境整備計画を策定いたしました。本計画に基づき、平成30年度には西部地域の3中学校を2中学校に、平成32年度には6小学校を4小学校に再編整備し、2小1中の小中連携・一貫教育をさらに深化させていきたいと考えております。

16ページをご覧ください。

通学路の安全確保の中の具体的な取組み、通学路安全プログラムによる安全対策工事についてでございます。

本プログラムでは、学校関係者、道路管理者、交通管理者、防犯関係のメンバーによる通学路安全推進会議を設置し、児童、生徒のための通学路の安全確保に取り組んでおります。

具体的な状況としましては、各小中学校のPTA、教職員等の点検による通学路危険箇所の抽出の後、担当課による危険箇所の確認及び合同点検を実施し、四條畷警察交通課、大阪府枚方土木事務所、大阪国道事務所等の外部機関を含む第1回の通学路安全推進会議

を開催したところです。

今後は、推進会議メンバーによる危険箇所の確認、合同点検の後、具体的な対策メニューを検討していく予定です。

21ページの下段をご覧ください。

具体的な施策4 歴史・文化の保存と継承の、郷土愛の醸成、飯盛城跡の史跡指定事業を含めた各種文化財保護の実施についてご説明させていただきます。

四條畷市と大東市にまたがって所在している飯盛山城跡は、戦国時代末期の山城跡です。規模は南北約650m、東西約400mで、近畿地方最大級です。また、石垣や曲輪などが良好な状態で残っている貴重な遺跡であります。この飯盛城跡を国史跡指定とするため、調査研究に関する専門委員会を8月に立ち上げ、9月に大東市で第1回委員会を開催し、年内に四條畷市で第2回委員会を開催する予定です。今後は、平成33年度の国史跡指定をめざし計画的に取り組んでまいります。

22ページ中段をご覧ください。

具体的な施策5 生涯学習・生涯スポーツの推進、生涯学習等の推進の、市民体育祭、マラソン大会等のスポーツイベントの挙行についてご説明させていただきます。

健康増進とスポーツ振興を趣旨に開催する四條畷市マラソン大会では、今までになかった10kmコースを設定し、市内はもちろん、他府県からの参加を求め、多くの方に緑豊かな四條畷市を知っていただこうと、本年2月に第1回大会を開催いたしました。年明けの1月24日には第2回大会を開催する予定としており、今後も市外からより多くの方に参加していただけるよう工夫してまいります。

23ページをご覧ください。

公共施設における公衆無線LANの設置拡充についてご説明させていただきます。

国が進める地域情報化の推進によれば、地方自治体における公衆無線LAN整備の方針として、観光を目的としたWi-Fiサービス、防災・減災を目的としたWi-Fiサービス、住民サービス向上、行政事務効率化を目的としたWi-Fiサービスが掲げられています。

本市においても、市民総合センターを中心とする公共施設の利用者ニーズなどを踏まえ、Wi-Fiサービスの設置を検討してまいります。

以上でございます。

<p>市長</p>	<p>ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見などございませんか。</p>
<p>山本教育委員長</p>	<p>1点質問ですが、総合戦略は5年間という期間がありますが、15ページの教育環境整備計画のところの学校跡地活用とは具体的にどのような検討をしていくのか、また、スケジュールがどうなっているのかわかれば教えていただければと思います。</p>
<p>開理事兼政策企画部長</p>	<p>まちづくり長期計画では、学校の再編整備を長期、中期、短期のうち、短期の取組みとして位置づけ、先般、市議会等でもご議論いただき、来年以降、整備を進めていくことにしております。</p> <p>併せて、社会教育施設などの公共施設についても、老朽化や人口減少社会といった課題に対応するため、現在、公共施設のあり方自体を考える公共施設等総合管理計画の策定を進めております。</p> <p>これについては、利活用、費用対効果及び持続的な施設のあり方を十分検討し、本当に必要なのか、集約した方が良いのかなどの議論を行い、方向性を定めうえて、来年度に市民とのワークショップを開き、計画を策定する考えです。ついては、その中で一定の方針が出てくると思いますので、総合戦略の計画期間である5年間の一定の枠組みが決まると考えています。</p>
<p>市長</p>	<p>他にございませんか。</p>
<p>開理事兼政策企画部長</p>	<p>先ほどの予算編成の話の中で山本委員長から意見いただいた、学校の安全対策について、今年度、通学路安全プログラムの発展型として、防犯カメラの設置についての一定の取決めを行うことにしています。</p> <p>防犯カメラの設置については、今年度は大阪府の補助金を活用して設置することになっているのですが、昨今の子どもが巻き込まれた事象に鑑み、現在、枠組みの見直しを行っております。</p> <p>また、通学路の見直し等を重ね合わせて一定の方針を作っていこうと思っておりますので、現状の地元負担の考え方もゼロから見直し、前を向いた形で進めていこうと考えています。</p>

<p>大村教育委員長職務代理</p>	<p>夏に寝屋川市で起こった事件に関連し、対策として寝屋川市で色々な取組みが行われているのを新聞報道等でよく見かけます。</p> <p>同じ北河内にある市として、四條畷市も子どもたちの安全対策に関する取組みを外に向けてPRしていった方が良いのではないかと思います。</p>
<p>田伏委員</p>	<p>通学路の安全対策に併せて、道路環境の整備を早急にする必要があるのではないかと思います。特に、通勤時間帯の危険度は半端でないと思いますので、そちらについても安全策を講じていただきたいと思います。</p>
<p>開理事兼政策企画部長</p>	<p>道路整備については予算がない状況のなか、現在は傷んだところの修繕が主になっています。今後も学校の再編整備等が控えているため、予算化が厳しい状況には変わらないのですが、来年度からは、職員が地域に出向いた時に補修が必要な箇所を見つけた場合、建設部に連絡を入れ、シルバー人材センター等との連携により安価に改修する仕組みができないかと考えています。</p> <p>小さな取組みですが、市民協働や高齢者対策にもつながるものと思っています。</p>
<p>市長</p>	<p>田伏委員からご意見があった府道の件については、毎年、大阪府に対し、拡幅や歩道設置の要望を続けていますが、他にもたくさんの要望があるということでなかなか進まなかった経緯があります。</p> <p>同じような要望を毎年出しても一向に進まないということで、今年に入ってから、四條畷停車場線と府道枚方富田林線の2本の道路のうち、どちらかを優先して取り組もうということになり、府議会議員の協力をいただきながら、大阪府との協議を進めるための組織を立ち上げる準備をしているところです。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>(「なし」)</p> <p>ないようでございますので、案件4 その他について、事務から説明させます。事務局どうぞ。</p>

板東企画調整課長	<p>本日開催の教育委員会定例会で説明があったと思いますが、仮称四條畷市総合公園整備事業に関する今後の取組み等について説明させていただきます。</p> <p>総合公園整備については、上田原地区において学校法人が所有していたグラウンド用地を市が取得し、多目的な機能を備えた公園の整備を段階的に進めていきます。</p> <p>活用方法としましては、人工芝運動場や多目的広場など、スポーツを中心とした活用とともに、災害時における広域避難地となりうる施設を視野に、市民への運動施設の提供や防災面から活用できる内容を予定しています。</p> <p>今年度は、独立行政法人日本スポーツ振興センターによる助成及び一般社団法人大阪府サッカー協会からの寄附を主な財源とした人工芝運動場とその照明施設の整備工事、また、国の社会資本総合整備交付金を受けての管理棟等の整備工事を行うこととしています。</p> <p>なお、総合公園運営開始に伴う条例等の整備については、来年3月の開園を想定し、本年12月の市議会定例会の上程に向け、現在、その準備を進めているところでございます。</p> <p>開園後の管理及び運営方法については、全面開園時に指定管理へ移行することとし、それまでの間は管理運営委託としてプロポーザル方式による業者選定を前提に、業者選定にかかる発注資料の作成は都市整備部が担い、運営は事務委任または執行補助により教育部が担当いただきたいと思いますと考えています。</p> <p>なお、隣接する生駒山麓公園との連携は、先般、生駒市との協議を行いました。現状、施設内の利用料金の設定に関して市民料金を設定した相互利用に課題があることから、当面の間、両施設を活用したイベント等を同日付けで実施するなど、実質的な連携の実績を積み重ね、生駒市との相互利用を再度検討していきたいと考えています。</p> <p>以上でございます。</p>
市長	<p>ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見などございませんか。</p> <p>(「なし」)</p> <p>ないようでございますので、その他といたしまして、本年12月の市議会定例会に上程予定としている、四條畷市子ども基本条例(案)について、事務局から説明してもらいます。事務局どうぞ。</p>
板東企画調整課長	<p>四條畷市子ども基本条例(案)の概要について、説明をさせてい</p>

たきます。

資料番号4をご覧ください。

本市では、権利の主体は子どもたちにあるといった、児童の権利条約の趣旨を踏まえ、一人ひとりがかげがえのない存在として、また人としての尊厳を重んじて関わることを大切にしながら、人権保育、人権教育を進めてきました。

すべての子どもがその人権を侵害されることなく、その子らしく幸せに生きられることをめざし、子どもの最善の利益を尊重するための指針となる、子ども基本条例を制定することとしています。

条例策定に際しましては、本年4月以降、子ども子育て実務者会議や子ども子育て会議等による検討を重ねながら、本年5月に市内全小中学校、6月に四條畷学園高等学校、7月に四條畷高等学校を対象として合計108人の生徒にヒアリング調査を実施しました。

加えて、本年8月15日から9月14日までの間、子ども基本条例（原案）について、意見公募手続を実施し、現状の子ども基本条例（案）を策定したところでございます。

まず、前文では基本原則として、子どもは次代を担う社会の宝と位置付け、四條畷で育つ子どもが、生駒山系をはじめとする緑豊かな自然に恵まれた環境の中で、健やかに大人へと成長していけるように社会全体で子どもたちを支援していくまちづくりの実現を趣意に定めています。

次に、第1章総則として、条例制定の目的及び用語の意義を定めています。

第1条をご覧ください。

目的として、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利を保障し、市、保護者等の責務を明らかにするとともに、子どもを社会全体で支援するまちづくりの推進によって、子どもの権利が保障される社会を実現することを定めています。

第2条をご覧ください。

定義といたしまして、条例の中で用いる用語の意義を定めています。

第1号として、子どもは、児童福祉法や子どもの権利条約で18歳未満としていることを踏まえ、条例においても概ね18歳未満としています。施策を実施していく上で、幅を持たせ柔軟に対応します。

第2号の保護者は、主に保護者は親をさしますが、親に代わって子どもを養育する人とは、親権代行者がこれに該当し、親、後見人がいない場合には、児童福祉施設の長がこれにあたる場合もありま

す。

第3号では地域住民等を、第4号では子どもが関係する主な施設を定義していますが、その他の子どもの育成に関する施設とは、公民館や図書館など、子どもが育ち学ぶためのあらゆる施設としています。

第5号では、事業者を定めています。

次に、第2章として、子どもの権利と責務について定めています。

第3条をご覧ください。

第1項として、この章に規定する権利は、子どもにとって大切なものとして特に保障されなければならないとし、第2項では、子どもの責務として、年齢や発達段階などに応じて、子ども自身が社会の一員であることの自覚を持ち、自ら学び、考え、行動し、自分の権利が尊重されるのと同時に、他人の権利を尊重しなければならないとしています。

第4条から第7条では、児童の権利条約などによって、子どもに保障されている権利の中から特に大切にされるべき基本的な権利を規定しています。

第4条 生きる権利といたしまして、子どもの権利を尊重するうえで最優先に守られなければならないとしています。

第5条 育つ権利といたしまして、子どもが成長、発達する過程において多様な教育と学習の機会が与えられるよう保障されなければならないとしています。

第6条 守られる権利といたしまして、子ども一人ひとりの尊厳やプライバシーの確保など、子どもが安心して生きていくために守られる権利を定めています。

第7条は、参加する権利といたしまして、子どもが家庭、学校、地域社会等の様々な場面における自分に関わることについて参加する権利を定めています。これらの権利については、社会全体で支えていかなければならないと考えています。

次に、第3章の子どもの権利を保障する大人の責務では、市や保護者等がしなければならないことを規定しています。

第8条の市の責務は、条例の目的を実現するため、子どもに関する施策を策定し、実施しなければならないとしています。

第9条の保護者の責務は、自ら模範を示すことにより、子どもが基本的な生活習慣や社会の規範を守る意識の醸成、善悪の判断を身につけさせる必要があるとしています。

第10条の大人の責務は、大人は、子ども自身が社会の一員であると認識し、子どもの成長を温かく見守ることにより、豊かな人間

性を育まなければならないとしています。

第11条の地域住民等の責務は、子どもが安心して過ごすことができる環境をつくり、子どもを地域社会の一員として認め、温かく見守るよう努めなければならないとしています。

第12条、施設関係者の責務は、子どもの育成に携わる施設の関係者は、集団の中で人間性や社会性を学ぶ機会を提供するよう努めなければならないとしています。

第13条、業者の責務は、子どもを健やかに育てるための雇用環境の整備に努めなければならないとしています。

次に、第4章では、子どもに関する施策を規定しています。

第14条の子育て家庭への支援といたしましては、保育所における延長保育やふれあい教室の実施、ファミリーサポートセンター事業など、それぞれの家庭の状況に応じた子育て環境の整備を行うとともに、子育て支援を行う団体の活動について、必要に応じた支援を行うとしています。

第15条の子どもの貧困対策では、貧困の状況にある子どもが社会的孤立に陥ることのないよう、生活に関する支援を行う等必要な施策を講じるとしています。

第16条の虐待からの救済では、関係機関と連携のもと、子どもの虐待、いじめ等の防止、及び適切な対応に努めるとともに、子どもの心身の回復に努めるとしています。

第17条の障がい児等への対応については、本市では、障がいを持っている児童が地域の中で障がいのない児童と共に育つように、他市に先駆けて障がい児に寄り添った共生保育に取り組んできた経緯があり、今後も障がい児等の健全な発達が他の児童とともに集団生活を通じて図られるよう、支援体制の整備に必要な措置を講じるとしています。

第18条の相談支援体制の充実では、子どもの成長段階に即し、関係機関と連携を図り総合的な相談支援体制の充実を図るとしています。

第19条、子どもの安心・安全を守る取組みとしては、子どもが守られるよう、ソフト・ハード両面から必要な取組みを行うとしています。

第20条、関係機関との連携としては、子どもに関連する施策の実施に際しては、関係機関との連携を図るとしています。

第21条、広報及び啓発としては、この条例を広く知っていただくため、市広報誌やホームページ等あらゆる広報媒体を用い、周知を行うとしています。

	<p>最後に、附則として、条例の施行日は、平成28年1月1日を予定しています。</p> <p>なお、5ページ以降は、子ども基本条例制定の背景及び逐条解説等を添付しているので、確認いただければと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>市長</p>	<p>ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見などございませんか。</p>
<p>藤岡教育長</p>	<p>子ども基本条例の策定にあたり、これまでの間、健康福祉部と意見交換をさせていただきました。</p> <p>この条例については、各自治体で名称、色合いはそれぞれ違いますが、自治体レベルで条例を作り、方針を定めるという流れができつつあります。</p> <p>その中で、4ページの第15条 子どもの貧困対策については、国による子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行があり、大綱が示されたことで、関連する施策も出てきているところです。</p> <p>本市の状況を見ても、家庭環境や保護者の意識が十分でなく、厳しい状況に置かれている子どもが相当数いると認識しています。</p> <p>これら学校現場だけでは取り組めない問題に対応するため、教育センターに専門チームを作り、サポート体制を整備してこうしているところですが、一方で、保護者に対する生活面や安定就労に向けたサポートも必要になっています。これについては、今年度から市長部局で生活困窮者に対する相談事業を開始したところですが、これらの取組みと相まって、子どもを取り巻く環境を両面から支援していく必要があります。そのような形で関係部局の皆さんにもお願いしているところですので、市長部局のご支援をいただけたらと思います。</p>
<p>市長</p>	<p>他にございませんか。</p> <p>(「なし」)</p> <p>ないようでございますので、ここで教育部から、今後の社会教育施設整備の方向性について、説明を行いたいとの申し出がありましたので、杉本地域教育課長から説明してください。</p>

<p>杉本地域教育課長</p>	<p>今後の社会教育施設整備の方向性について説明いたします。</p> <p>平成27年3月に策定した教育環境整備計画により、今後、学校別に整備を進めていくことになります。</p> <p>また、まちづくり長期計画により、今後、公共施設の再配置、集約化を検討することになっています。</p> <p>その中では、公民連携による複合都市サービス拠点として、現在の市民総合センター用地に市庁舎を設けることに加え、閉校された学校を暫定的に活用し、新たな活力創出拠点の形成を図ることとしており、建築後20年以上が経過する多くの社会教育施設についても、教育環境整備計画及びまちづくり長期計画と一体のものとして、機能充実に繋がる施設の再配置、再整備が必要であると考えております。</p> <p>ついでには、喫緊の課題である市民総合体育館の空調機器等改修の庁内調整に加え、平成27年度中には、社会教育施設等整備計画策定に向けて、教育環境整備計画、まちづくり長期計画及び公共施設等総合管理計画との整合性を図り協議を行ってまいりたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>市長</p>	<p>ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見などございませんか。</p> <p>(「なし」)</p> <p>ないようでございますので、事務局から、来年度以降の会議の進め方について説明してもらいます。事務局どうぞ。</p>
<p>板東企画調整課長</p>	<p>来年度以降の会議の進め方について、説明をさせていただきます。</p> <p>本日の第2回会議をもちまして、本年度に予定している会議は終了となります。今後は、総合教育会議で特に協議、調整が必要な事項があると判断した場合を除き、年度当初と次年度の事業選定を行った後となる、概ね11月の予算編成方針決定時期の年2回の開催を予定しています。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>市長</p>	<p>ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見などございませんか。</p> <p>(「なし」)</p> <p>ないようでございますので、ただ今をもちまして、平成27年度第2回総合教育会議を閉会いたします。</p>

	どうもありがとうございました。
--	-----------------